

千葉市温室効果ガス排出量等報告制度要綱

(目的)

第1条 この要綱は、事業者からの温室効果ガス排出量の報告により市が温室効果ガスの排出状況を迅速に把握し、その概要を公表するとともに、事業者の取組事例を市が紹介することで、事業者が行う温室効果ガスの排出抑制のための自主的な取組みを促進し、もって低炭素社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 温室効果ガス 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第2条第3項各号に規定する物質をいう。
- (2) 特定事業者 本市の区域内に、前年度における原油換算エネルギー使用量（エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令（昭和54年政令第267号）第2条第2項に規定する原油換算エネルギー使用量をいう。）の合計量が1,500キロリットル以上の事業所を有する事業者又は温室効果ガスのうちいずれかの物質の前年度又は前年における排出量（地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）第5条第6号から第12号までの規定の例により得られる量をいう。）が3,000トン以上の事業所を有する事業者をいう。

(温室効果ガス排出量等報告書の作成及び提出)

第3条 特定事業者は、毎年度、前年度の温室効果ガス排出量等を記載した報告書（以下この条及び次条において「温室効果ガス排出量等報告書」という。）を作成し、市長に提出するものとする。

- 2 前項の規定による温室効果ガス排出量等報告書の提出は、各年度の7月末日までに温室効果ガス排出量等報告書（様式第1号）により行うものとする。

(温室効果ガスの排出状況等の概要の公表及び取組事例の紹介)

第4条 市長は、事業者から提出された温室効果ガス排出量等報告書に基づき、温室効果ガスの排出状況等を取りまとめ、その概要を公表するとともに、取組事例を紹介するものとする。

(補則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(様式第1号)

年 月 日

温室効果ガス排出量等報告書

(あて先) 千葉市長

所在地 _____

法人名 _____

代表者の職・氏名 _____ 印

(代理人の職・氏名) _____ 印

千葉市温室効果ガス排出量等報告制度要綱第3条第1項の規定により、下記のとおり提出します。

記

温室効果ガス排出量等	別紙のとおり	
提出内容の公開可否※	別紙「1. 温室効果ガス排出量」について	
	<input type="checkbox"/> 非公開を希望します	
	<input type="checkbox"/> 公開しても構いません	
	別紙「2. 温室効果ガスの排出抑制のための取組事例」について	
	<input type="checkbox"/> 非公開を希望します	
	<input type="checkbox"/> 公開しても構いません	
業界団体への加盟の有無 及び加盟する業界団体名	<input type="checkbox"/> 有 (業界団体名 : _____)	
	<input type="checkbox"/> 無	
連絡先	担当部署名	_____
	担当者名	_____
	電話番号	_____
	メールアドレス	_____

※千葉市情報公開条例で定める個人情報等の不開示情報については非公開とします。

※非公開を希望する場合でも、千葉市情報公開条例に基づき、記載内容が開示されることがあります。

(別紙)

1. 温室効果ガス排出量

事業所名					
事業所の所在地					
排出年度	年度				
温室効果ガスの 種類別排出量※1 (単位：t-CO ₂)	①エネルギー 一起源 CO ₂ ※2	②非エネル ギー一起源 CO ₂ (③を除く)	③廃棄物の原 燃料使用に伴 う非エネルギ 一起源 CO ₂	④メタン	⑤N ₂ O
	⑥HFC	⑦PFC	⑧SF ₆	⑨NF ₃	⑩エネルギー 一起源 CO ₂ (発電 所等配分前)

※1 ①～⑤及び⑩については前年度における排出量、⑥～⑨については前年における排出量とする。

※2 エネルギーの使用の合理化等に関する法律の定期報告書から引用する場合は、「指定—10表の1」に記載の数値を記入すること。

2. 温室効果ガスの排出抑制のための取組事例

--